名　称　見江島灯台
位　置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（見江島）
北　緯　三四―一四―三六
東　経　一三六―三三―一八
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで六八メートル
変更年月日　平成二十四年十一月十六日

名　称　沢木港東防波堤灯台
位　置
所在地　北海道紋別郡雄武町（沢木港東防波堤外端）
北　緯　四四―三一―二三
東　経　一四三―〇三―四七
変更した事項
位　置
所在地　北海道紋別郡雄武町（沢木港東防波堤外端）
北　緯　四四―三一―二三
東　経　一四三―〇三―四七
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年十一月十七日

○海上保安庁告示第二百九十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月二十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　大越鼻灯台
位　置
所在地　東京都八丈島八丈町（大越鼻）
北　緯　三三―〇九―一五
東　経　一三九―四四―五一
変更した事項
灯　質　群閃白光　毎一〇秒に二閃光
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十四年十一月十九日

名　称　砂津導灯（前灯）
位　置
所在地　福岡県北九州市（砂津）
北　緯　三三―五三―三二
東　経　一三〇―五三―四一
変更した事項
塗色及び構造　白色三角形頭標付　灰白色　塔形
変更年月日　平成二十四年十一月十九日
記　事　一時変更

名　称　川内港西防波堤北仮設灯台
位　置
所在地　鹿児島県川内港（西防波堤北端）
北　緯　三一―五二―一四
東　経　一三〇―一一―三七
変更した事項
記　事　鹿児島県北薩地域振興局管理
変更年月日　平成十九年四月一日

○海上保安庁告示第二百九十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月二十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　柏島灯台
位　置
所在地　高知県幡多郡大月町（柏島）
北　緯　三二―四六―〇三
東　経　一三二―三七―一五
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五七メートル
変更年月日　平成二十四年十一月二十日

名　称　筑前大島港避難港北防波堤灯台
位　置
所在地　福岡県大島港（避難港北防波堤外端）
北　緯　三三―五三―四二
東　経　一三〇―二六―一〇
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・八メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
記　事　補正

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

十二月二十二日野田内閣総理大臣から、十二月十六日執行の衆議院議員総選挙の結果、北海道選挙区選出議員渡邊孝一外四百七十九名が当選した旨の報告書を受領した。

弔詞

九月十日議員松下忠洋君が死去されたので、十二月十九日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　さきに内閣委員長の要職にあたられた国務大臣議員松下忠洋君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

報告書受領

十一月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

又十一月三十日内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

又同日内閣を経由して文部科学大臣田中眞紀子から、次の報告書を受領した。

独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十三年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十三年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十三年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
又十二月六日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十四年度第二回）における協議の概要に関する報告書
又十二月七日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
平成二十四年度第二・四半期における予算使用の状況
平成二十四年度第二・四半期における国庫の状況
又同日内閣を経由して日本銀行総裁白川方明から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書
又十二月十八日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告